平成２７年（フ）第４２号
栃木県宇都宮市江曽島町1281番地３　セザール60―201、前住所栃木県宇都宮市江曽島町1281番地３　セザール60―102
債務者　森田　美幸
1　決定年月日時　平成27年２月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月27日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第４８５号
大阪市東住吉区針中野３丁目10番５号ジュネスガーデン603号
債務者　清水　潤司
1　決定年月日時　平成27年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月28日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２１１１号
神奈川県茅ヶ崎市東海岸北４丁目５番65号
債務者　寺内淳一郎
1　決定年月日時　平成27年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月17日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２４号
横浜市南区中村町２丁目121番地８
債務者　富永　大貴
1　決定年月日時　平成27年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月17日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６６号
神奈川県大和市鶴間１丁目28番16―301号
債務者　山口　幹雄
1　決定年月日時　平成27年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月17日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７０号
横浜市南区中村町３丁目211番地　横浜市中央浩生館
債務者　鈴木　健二
1　決定年月日時　平成27年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月17日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７２号
横浜市磯子区栗木１丁目28番23号　シティプラザ栗木303号
債務者　大森伊久恵
1　決定年月日時　平成27年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月17日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８６号
神奈川県藤沢市弥勒寺513番地の39　ウインベルソロ藤沢第６―106号
債務者　渥美　　諭
1　決定年月日時　平成27年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月17日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１４７号
神奈川県大和市南林間６丁目４番16号　ラペルラ南林間101
債務者　梅田　剛裕
1　決定年月日時　平成27年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月17日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１４９号
横浜市泉区弥生台38番地１　ファミール弥生台307号
債務者　熊谷　美鈴
1　決定年月日時　平成27年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月17日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４７２号
岡山市南区浜野３丁目21番23号セイバー浜野103
債務者　三宅　秀明
1　決定年月日時　平成27年２月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月13日午前10時　岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５０３号
岡山市南区彦崎3200番地48
債務者　佐倉　友里
1　決定年月日時　平成27年２月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月13日午前10時　岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５０５号
岡山県玉野市御崎２丁目32番44号
債務者　江戸利江美
1　決定年月日時　平成27年２月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月13日午前10時　岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５４５号
岡山市中区平井４丁目６番33号、住民票上の住所岡山市中区平井４丁目15番20号
債務者　藤森　章年
1　決定年月日時　平成27年２月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月13日午前10時　岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５５９号
岡山市南区福富西１丁目６番11号グランパス福富501号、旧住所愛媛県松山市衣山４丁目68番地10衣山大東ビル903号
債務者　米本　憲示
1　決定年月日時　平成27年２月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月13日午前10時　岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１２号
東京都西多摩郡檜原村1876番地１
債務者　清水　　仁
1　決定年月日時　平成27年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月24日午前10時　東京地方裁判所立川支部民事第４部